

いじめ防止委員会

22条

校長・教頭・教務主任・生活指導部主任・人権教育推進委員会主任
 ・教育相談Cd・養護教諭
 ※当該学年は必要に応じて参加

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を効果的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確

組織対応の流れ

